

住宅型有料老人ホーム等に併設される事業所の人員配置について

1 勤務時間の区分

- 介護保険事業者は、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななくてはなりません。
- 同一敷地内において、いくつかの事業所が併設されている場合にあっても、それぞれの事業所ごとに従業員の勤務時間を区分し、勤務表を作成する必要があります。住宅型有料老人ホーム等が併設されている場合も同様です。
- 勤務時間について、有料老人ホーム等の業務に当たる職員が通所介護事業所の従業員を兼務している場合は、勤務日や時間帯で勤務時間を明確に区分する等、通所介護に従事する時間のみを、通所介護事業所の勤務時間として整理してください。

2 常勤要件

- 介護保険事業所における「常勤」は、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は、32 時間）に達していることをいいます。
ただし、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に講じる所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とします。
- 同一の事業者によって併設される事業所の職務で同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれ勤務する時間数の合計が、常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば常勤とみなします。住宅型有料老人ホーム等が併設される場合もこれに該当します。

3 管理者

- 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。住宅型有料老人ホーム等が併設される場合もこれに該当します。なお、他の事業所の直接処遇業務の兼務は基本的に認められないので、ご注意ください。

4 サービス提供時間

- 通所介護のサービス提供時間中に通所介護事業以外の事業を行った場合は、中断にあたりますので、その時点でサービスの提供は終了し、中断時点までのサービス提供時間を算定するか、中断終了後サービスを提供開始として以降のサービス提供時間を算定するか、いずれかの取り扱いとなります。
(例)・有料老人ホーム等の居室へ帰った。
・有料老人ホーム等の職員によるサービスを受けた。